

補正前クレームを審理対象とした拒絶審決の取消し（知財高裁令和8年判決）

拒絶査定不服審判において、有効な補正後請求項ではなく補正前クレームの文言に基づいて明確性や進歩性を判断した審決に対し、知財高裁は単なる誤記ではなく「審理対象の取り違い」という手続上の瑕疵があるとして審決を取り消した。

判決の核心：単なる誤記ではなく「審理対象の取り違い」

理由中の旧文言反復は重大な手続的瑕疵

明確性や進歩性の判断全体で旧文言が反復使用されたため、審理対象の取り違いと認定された。

裁判所による結論の代行判断（治癒）を否定



特許庁の第一次的判断権を侵害する
(INFRINGEMENTS PATENT OFFICE'S PRIMARY JURISDICTION)



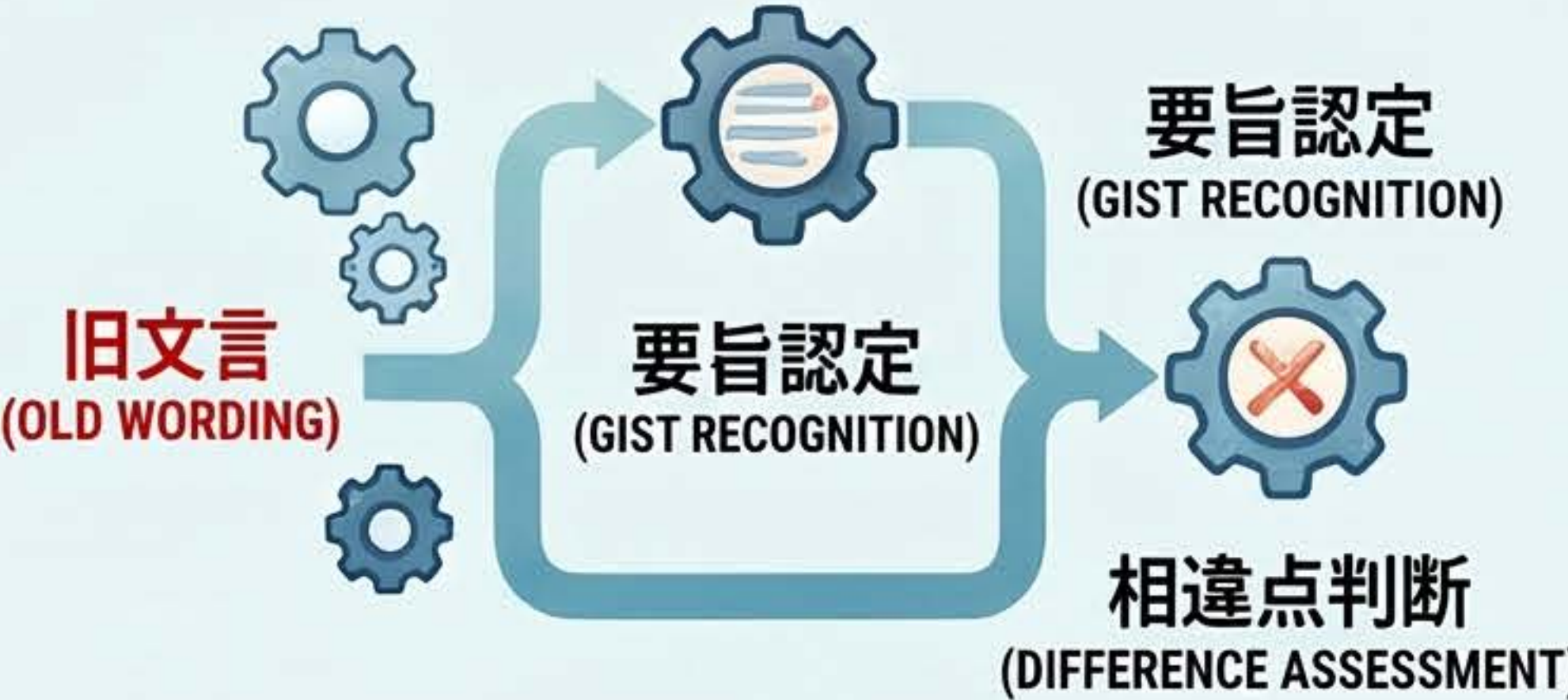
実務上の対策と戦略

審決受領時の「クレーム・バージョン監査」



審決理由の各箇所で引用されているクレーム文言が最終版と一致するか横断確認する。

判断構造への「浸透度」の立証



単なる誤記論に対抗するため、旧文言が要旨認定や相違点判断に及んでいることを示す。